

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）

業務要求水準書（案）に関する意見

- 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）業務要求水準書（案）に関して、平成27年10月2日までに寄せられた意見を公表します。多くの意見をいただき、誠にありがとうございました。
- 意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- 今後、意見を踏まえた業務要求水準書（案）等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成27年11月19日

栃木県

■業務要求水準書(案)意見一覧

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | | 意見内容 |
|-----|-------|----|-------------|------|---|-----|---|---|-----|----|------|---|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | 数 | カ | (カ) | 英字 | (英字) | |
| 1 | 要求水準書 | | 添付資料 | 0 | | | | | | | | 添付資料については、県からお示しの通り、各書類で公表する時期を開示されていますが、この公表された添付資料について質問する機会も頂きたく存じます。 |
| 2 | 要求水準書 | | 開業準備業務 | 2 | 4 | (1) | ④ | | | | | 「設計・建設段階」に業務区分されていますが、業務性質上「運営・維持管理段階」に区分いただきたくお願いします。また「プール公認取得申請業務」については、本ご計画がBTO方式を予定されていることから、所有権は県に帰属しますので、公認取得申請者は県になると考えられます。については選定事業者は公認取得申請にご協力する補助業務を担うこととしていただきたくお願いします。 |
| 3 | 要求水準書 | | 諸室計画 | 17 | 4 | (2) | ③ | | | | | ・国体、インターハイは皇族が出席されますので、セキュリティ確保のため、お席までの導線、お席も意識して設計された方がよろしいかと思ひます。開会式会場ではないのでよろしいのかもしれませんが、・決定している国体を始め、大きな大会(国際も含め)が開催できる施設でありますので、インターネット環境が充実したプレスセンターを設置できるスペースが必要なのではないかと思ひます。・栃木県をPRするためにも、スポンサーを獲得する必要のある大きな大会開催の誘致が必要です。スポンサーニーズのあるTV放映等を意識し、スポンサー看板をカメラで押さえられる場所、選手インタビューでバックパネルが設置できるスペース確保も考慮した方がよろしいかと思ひます。 |
| 4 | 要求水準書 | | 提出時期 | 38 | 1 | (2) | ① | | | | | 開業準備計画書の提出時期が本施設の基本設計に着手する前となっておりますが、当該時期は事業契約締結日前を示します。当該時期において開業までには4年間あり、②記載項目にある責任者の確定を行うことは困難であるとともに、開館式典等の内容は県との詳細な協議に基づき決定するものと思われることから、実施設計完了前ないしは開業準備期間開始前等、時間的猶予をいただけないでしょうか。 |
| 5 | 要求水準書 | | 事前広報活動 | 39 | 2 | (2) | ① | | | | | 開業6か月前ですと、まだ備品等が納品されていなく、パンフレットやホームページの作成は困難です。ホームページは随時更新は可能ですが、パンフレットは一度作成すると後からの変更で費用が発生しますので、備品納品後に作成するのが望ましいです。 |
| 6 | 要求水準書 | | プール公認取得申請業務 | 39 | 3 | | | | | | | 「プール公認取得申請業務」については、本ご計画がBTO方式を予定されていることから、所有権は県に帰属しますので、公認取得申請者は県になると考えられます。については選定事業者は公認取得申請にご協力する補助業務を担うこととしていただき、補助業務に関してはサービス購入費で選定事業者にお支払いいただけるようお願いいたします。 |
| 7 | 要求水準書 | | 業務担当者 | 43 | 1 | (6) | ② | | | | | トレーニング室の業務担当者に関しても資格を有するものを必須とするのではなく、「資格を有するもの又はそれに相当する者」としたほうが人員配置や地元雇用を考えた場合に、臨機応変な対応が可能ですので、同様に記載することを提案します。 |

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | | 意見内容 |
|-----|-------|----|-------------|------|---|------|---|---|-----|----|------|---|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | 数 | カ | (カ) | 英字 | (英字) | |
| 8 | 要求水準書 | | 優先利用 | 47 | 2 | (1) | ⑤ | イ | (イ) | | | 優先利用について、事業者が主催で実施するもの以外について、入札公告までに分かる範囲で構いませんので、年間の開催予定日と使用する施設(例:メインアリーナもサブアリーナも占用する等)をお示しいただきたいと思います。応募者のプログラム提案と重なってしまうおそれがあるためよろしくお願ひします。 |
| 9 | 要求水準書 | | 優先利用 | 47 | 2 | (1) | ⑤ | イ | (イ) | | | 優先利用についてお示し頂いておりますが、P49(3)①に記載の、週6本の教室及びP52自主事業として記載のスポーツ教室は、一般利用に配慮しつつも、一般利用に先立ち予約事業にして頂きたく存じます。(事業者の収入見込み及び県に提案するサービス購入料の提案額に影響するため) |
| 10 | 要求水準書 | | スポーツ教室事業 | 49 | 2 | (3) | ① | | | | | スポーツ教室の開催数は市の事業等の優先事業もあるため、指定しないことが望ましいです。開催場所や頻度はあくまで事業者の提案とすることで自由な提案ができます。 |
| 11 | 要求水準書 | | プール監視等業務 | 50 | 2 | (5) | | | | | | 準ずる資格というのはどのような資格を指すか曖昧です。準ずる資格ではなく、「資格を有するもの又はそれに相当する者」とし、事業者の研修体制や研修項目を見極めての人員配置提案にすることが望ましいです。 |
| 12 | 要求水準書 | | プール公認更新申請業務 | 51 | 2 | (7) | | | | | | 「プール公認更新申請業務」については、本ご計画がBTO方式を予定されていることから、所有権は県に帰属しますので、公認更新申請者は県になると考えられます。については選定事業者は公認更新申請にご協力する補助業務を担うこととしていただきたくお願ひします。 |
| 13 | 要求水準書 | | 自主事業の取扱 | 52 | 2 | (10) | ② | | | | | 当該施設の専用利用料を支払うこととありますが、第1期運営期は事業者が県に支払い、第2期運営期は自主事業を実施する事業者が施設の運営管理事業者(SPC等)へ支払うという方式となると、第1期運営期間は、県への支払いが発生してしまう為、自由提案事業の足かせとなってしまう為、使用料の支払いは発生しない条件として頂きたく存じます。 |
| 14 | 要求水準書 | | 備品台帳の整理 | 59 | 3 | (3) | ③ | ウ | (ウ) | | | 「事業者は備品の修理・交換についても、県に修繕・更新計画表を提出」との記載がございますが、大小すべての備品を対象とすると煩雑な手続きとなりますので、予め作成する備品台帳に当該手続きを要する備品を限定する様な運用をご検討頂けますでしょうか。 |
| 15 | 要求水準書 | | 廃棄物処理業務 | 61 | 3 | (3) | ⑦ | ウ | (ア) | c | | 「事業者は…施設内より発生するすべてのごみの収集・運搬・処理を行い…」につきまして、本施設は貴県所有の施設であることから、廃棄物処理法上の排出事業者は貴県になるものと考えます。この場合、廃棄物処理に関して、「貴県-SPC-廃棄物処理業者」という再委託関係になりますが、法令上再委託は原則禁止されております。つきましては、施設外での運搬・処分は、本PFI事業外としていただきたく考えます。 |

| No. | 資料名 | 別紙 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 意見内容 |
|-----|-------|----|--------------------------------|------|---|-----|---|---|-----|----|--|
| | | | | 頁 | 数 | (数) | 数 | カ | (カ) | 英字 | |
| 16 | 要求水準書 | | 体育館分館(既存施設) | 62 | 3 | (3) | ⑦ | ウ | (イ) | e | 「ボクシングリング等のこまめな汗のふきとり」との記載がございますが、当該行為は専用利用者の責務であり、事業者側の業務範囲としては利用上の注意を周知すること、日常清掃の範囲での清掃と考えます。この点に関しまして、ご検討頂けますでしょうか。 |
| 17 | 要求水準書 | | 体育館分館(既存施設)の改築、修繕及び備品購入等に関する業務 | 65 | 3 | (3) | ⑩ | ア | | | 体育館分館の改築、修繕の実施区分及び費用負担について、1件100万円未満の維持補修は事業者の負担とありますが、上記の維持補修の頻度、内容について既存施設の維持更新履歴がなければ入札金額の査定ができませんので、公表をお願いします。公表資料がない場合には、本業務は民間事業者として見積ができませんので、業務の対象から外していただくことは可能でしょうか。 |
| 18 | 要求水準書 | | 体育館分館(既存施設)の改築、修繕及び備品購入等に関する業務 | 65 | 3 | (3) | ⑩ | ア | | | 「必要限度の維持補修(小修繕・見積額1件100万円未満のもの等)は、…事業者が実施し」とありますが、部分塗装の場合、1カ所＝1件と考えるのか、同時期の塗装作業＝1件と考えるかによって見積額が変わります。このような齟齬を生じさせないために、1件あたりの上限を定めるのではなく、年度あたりの実施累計額で上限を定めていただきたいと思います。 |
| 19 | 要求水準書 | | 参考資料 | | | | | | | | 本施設の利用者数を想定する上で、既存施設(運動公園内の運動施設)の利用者数や稼働の分かる資料も併せて公表ください。 |